

令和 7 年第 2 回定例会議案説明資料

議案第 7 1 号	令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 1 号）中所管	 P 3
議案第 8 5 号	千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正について	 P 5

【議案第71号】

令和7年度千葉市一般会計補正予算(第1号)中所管
(学校体育館冷暖房設備整備)

補正予算書 P5、20

1 学校体育館冷暖房設備整備

(1)【債務負担行為の設定】

ア 補正理由

学校体育館冷暖房設備整備に係る実施設計等について、委託期間の平準化により入札不調リスクを抑制するため、当初予算の30校分と補正予算の24校分、計54校分の契約を本年度中に前倒しで締結し、可能な限り早期に学校体育館冷暖房設備整備を進めるため、令和8年度までの債務負担行為を設定する。

イ 補正内容

事業名	限度額	内 容
学校体育館冷暖房設備整備 基本設計・実施設計	104,640 千円	小学校24校

<予 定>

令和7年度 学校体育館冷暖房設備整備実施設計等契約締結

令和8年度 〃 基本設計・実施設計着手～完了
(小学校30校→54校)

【議案第85号】

千葉県生涯学習センター設置管理条例の一部改正について

議案書 P65

1 改正の趣旨

次期指定管理者の選定に向けて既定料金の見直しを行い、条例の一部を改正しようとするもの。

なお、料金改定により大幅な増額とならないよう、改定率については、物価高騰を踏まえ、現行料金の概ね1.3倍の範囲で改定する。

2 改正の概要

公共施設使用料等設定基準に基づく利用料金の算定結果を踏まえ、千葉県生涯学習センターの使用に係る利用料金の上限額を、ホール「53,210円」から「69,170円」、映像音声加工編集ブース「3,250円」から「4,220円」に改正する。

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表（千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正）

改正前			改正後		
別表第 2			別表第 2		
区分	金額（1 日につき）		区分	金額（1 日につき）	
ホール	<u>53, 210円</u>		ホール	<u>69, 170円</u>	
[略]			[略]		
マルチ メディア スペース	[略]		マルチ メディア スペース	[略]	
	映像音声 加工編集 ブース	<u>3, 250円</u>		映像音声 加工編集 ブース	<u>4, 220円</u>
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考[略]			備考[略]		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。